

藝

GEI RIN

林

第五十九卷 第一号

平成二十二年四月

我が先^{さきの}皇^{みかど}御間^{みま}城^{むら}入彦^{いりびこ}五十瓊^{いそ}殖^{むか}天皇^{てんこう}（崇神天皇）、惟^{これ}叡^{みかど}
しくして聖^{ひたり}と作^{まし}す。欽^つみ明^{あきら}にして聴^きく達^{とほ}りたまふ。
深く謙^{ゆづり}損^{する}を執^とりて、志^{こころ}懷^{ざし}沖^むしく退^{しり}く。機^{まが}衡^{のまつり}
を纏^{たづ}めたまひて、神^{あま}祇^{つみ}を礼^{あや}祭^まひたまふ。己^{おのれ}を
剋^せめ躬^みを勤^とめて、日^ひに一日^{ひとひ}を慎^こむ。是^こを以^もて、人^{おほ}民^{みな}から
富^{とみ}み足りて、天下^{あま}太平^{たいへい}なり。今^{いま}朕^{わが}が世^よに当^ありて、神^{かみ}祇^{つみ}
を祭^い祀^{はまつ}ること、豈^あ忘^{わす}ること有^あることを得^えむや。

『日本書紀』垂仁天皇二十五年春二月丁巳朔甲子条の詔

(日本古典文学大系本)